



【2025年4月施行】育児介護休業法改正（チェック）

4月施行の法改正で対応が必要な事項をチェックリスト形式で纏めました。ご活用頂けましたら幸いです。

●規程の改定が必要（育児介護休業規程）

子の看護等休暇

対象となる子の範囲変更「小学校3年修了まで」

取得理由追加「感染症に伴う学級閉鎖等」「入園（入学）式、卒園式」

除外規定の廃止（入社6か月未満の社員）

名称変更「子の看護等休暇」

所定外労働の制限

対象者変更「小学校就学前の子を養育する労働者」

介護休暇

除外規定の廃止（入社6か月未満の社員）

●労使協定の締結が必要

子の看護等休暇

除外規定の廃止（入社6か月未満の社員）

介護休暇

除外規定の廃止（入社6か月未満の社員）

●介護離職防止のための個別の周知・意向確認の体制準備

社員への事前周知

介護に直面した申し出があった労働者に対する個別の周知・意向確認

40歳段階での情報提供



●その他

介護離職防止のための雇用環境整備（選択）

- ・制度周知の研修
- ・相談窓口の設置
- ・介護関係の制度利用の事例収集、提供
- ・介護関係の制度利用促進に関する方針の周知

（従業員300人超）男性育休の取得率公表

その他トピックス

●「育児時短就業給付金」（新設）の経過措置

4月から新設される給付金で、2歳に満たない子を養育するために時短勤務をした場合に要件を満たせば支給されるが、経過措置として2025年4月以前から時短就業している場合は、2025年4月1日から時短勤務を開始したものとみなす経過措置があるので確認が必要。

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001394846.pdf>

●協会けんぽの保険料率が変更

令和7年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率が、3月分（4月納付分）から変更となる。



●雇用保険料率が変更

令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月31までの雇用保険料率が5.56%※に変更（現在 6%）となる。

※一般の事業

令和7年度 新人・若手社員実践力アップ研修会 を実施します

講義だけでなく、演習やグループワークを中心とした体験型学習によって、より深い学びや職場に戻ってからの行動変革に繋がります。
新人・若手社員教育の一環として、ぜひご活用ください。

★開催日時 令和7年4月24日（木） 9:30～16:00

★会 場 大阪市立青少年センター KOKO PLAZA

★対 象 令和7年度新入社員、第二新卒、中途採用、

入社3年目の若手社員 など

★受 講 料 顧問先：5,000円（税込）/1名

一 般：10,000円（税込）/1名



その他、疑問点・詳細は
お問合せ下さい！

お問合せ先: info@egaoworklabo.or.jp (事務局)

「今月の無料相談会」

開催場所	日時・場所	備考
京都	日時：3/6（木）13:00-17:00 場所：京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	お気軽にお越し下さい。 (BIZ NEXT受付へ) 事前のご予約は不要ですが ご予約いただいたお客様優先でのご対応となります。
大阪	※今月は開催予定なし	-
東京	日時：3/19（木）10:00 - 17:00 場所：ビジネスエアポート東京	※要予約になります。 事前に下記問合先まで ご連絡下さい。